

高石市子供の移動経路に関する交通安全プログラム

～子供の移動経路における交通安全の確保に関する取組の方針～

令和6年3月

高石市子供の移動経路に関する交通安全プログラム会議
(交通安全総点検)

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、安全対策を行ってきました。

また、令和元年には、未就学児が日常的に集団で移動する経路に関し関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきました。

今後も、着実かつ効果的に子供を守る交通安全対策を推進するには、通学路と同様、未就学児等についても継続的な点検等の実施が必要です。

そこで、「高石市通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、プログラムの対象に未就学児等を加えた「高石市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

2. 子供の移動経路に関する交通安全プログラム会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「(仮)子供の移動経路に関するプログラム会議」を設置します。本プログラムについても、以下のメンバーで議論し、策定いたします。

- ・高石市教育委員会
- ・高石市校長会（小学校代表者）
- ・高石市教育部こども未来室子育て支援課
- ・高石市PTA連絡協議会
- ・高石市土木部土木管理課
- ・高石市土木部事業推進室事業課
- ・高石警察署
- ・国土交通省大阪国道事務所
- ・大阪府鳳土木事務所

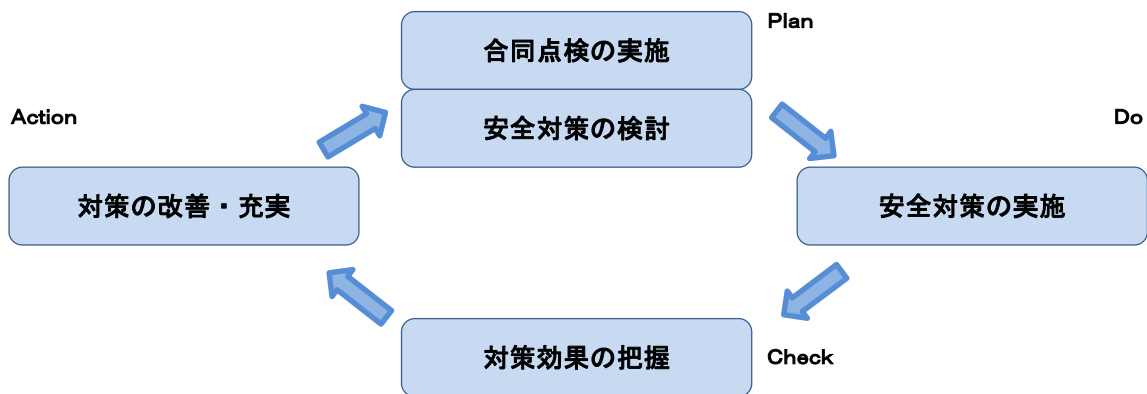
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子供の移動経路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに安全、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図っていきます。

[子供の移動経路の安全確保に向けたP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等に、毎年春季に移動経路の点検を行い、対策必要箇所の抽出を行います。
- ・上記点検の結果を受け、春季に1校ずつ持ち回りで合同点検を実施の上、子供の移動経路に関するプログラム会議を開催し、対策内容を決定いたします。
- ・秋季にもう1校持ち回りで合同点検を実施の上、子供の移動経路に関するプログラム会議を開催し、前回会議で決定した対策の進捗状況の把握、秋季の合同点検の意見を踏まえた対策内容の見直し修正を行います。

○合同点検の体制

- ・学校、幼稚園、保育所、認定こども園等、保護者、各道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 安全対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 安全対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- 合同点検実施結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者への聞き取り等により、対策実施後の対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するための「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。公表の方法は、各関係者等に配布するとともに、市役所行政資料コーナーに設置し、どなたでも閲覧ができるようにします。